

亀山市告示第181号

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

第1条中「小児慢性特定疾患児」を「在宅の小児慢性特定疾病児童等」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この告示において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。

第3条中「小児慢性特定疾患児」を「小児慢性特定疾病児童等」に改める。

第4条第2項中「小児慢性特定疾患児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業）」を「小児慢性特定疾病児童等（法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策）」に改める。

第5条中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に、「小児慢性特

定疾患医療診察券」を「小児慢性特定疾病医療受給者証」に改める。

第6条第1項中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業調査書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業調査書」に、「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」に、「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請却下決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下決定通知書」に改め、同条第2項中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」に改める。

第7条中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付依頼通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付依頼通知書」に改める。

別表第1中「小児慢性特定疾患児」を「小児慢性特定疾病児童等」に、「介助者等」を「小児慢性特定疾病児童等又は介助者」に改め、同表に次のように加える。

ストーマ装具 (畜便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具 (畜尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2の備考の2の(2)のうち「同条第2項第1号、第2号(地方税法)の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、「並びに所得税法等の一部を改正する法律(昭和25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項」を「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」に改め、「(昭和25

年法律第226号)」を削り、「、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」に、「保護及び」を「保護並びに」に改める。

様式第1号中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書」に、「亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱」を「亀山市小児慢性特定疾病児童等生活用具給付事業実施要綱」に、「疾患名」を「疾病名」に、「社会福祉事務所長」を「福祉事務所長」に、「小児慢性特定疾患医療診察券」を「小児慢性特定疾病医療受給者証」に改める。

様式第2号中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業調査書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業調査書」に、「疾患名」を「疾病名」に改める。

様式第3号中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書」に、「亀山市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱」を「亀山市小児慢性特定疾病児童等生活用具給付事業実施要綱」に、「疾患名」を「疾病名」に改める。

様式第4号中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請却下決定通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請却下決定通知書」に改める。

様式第5号中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券」に改める。

様式第6号中「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付依頼通知書」を「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付依頼通知書」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。